

公 示

「業務の範囲を限定して行った許可等の取扱い」について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）の施行に伴い、「業務の範囲を限定して行った許可等の取扱い」について下記のとおり定め、これにより処理することとしたので公示する。

平成15年 2月28日

九州運輸局長 谷 口 克 己

記

1．貨物自動車運送事業法に基づき行った許可に係る取扱いについて

貨物自動車運送事業法施行以降、霊柩自動車による事業及び一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域において経営しようとする事業に係る許可を受けた事業者のうち、平成15年4月1日現在の車両数が5両未満の者については、許可に付した営業区域を運行可能区域（発地及び着地のいずれかが区域内に存すること。）として、条件を付したものとして取り扱うこととする。

2．今後、霊柩運送について自動車の型式を限定する旨の条件は付さないこととしたので、既存事業者の許可に係る当該条件については解除することとする。

3．業務の範囲を限定する旨の条件の解除について

既存事業者の許可に付した業務の範囲を限定する旨の条件の解除は、当該事業者の申請に基づき、新公示基準に適合した場合において行うものとする。

附則． この公示は、平成15年4月1日以降適用する。